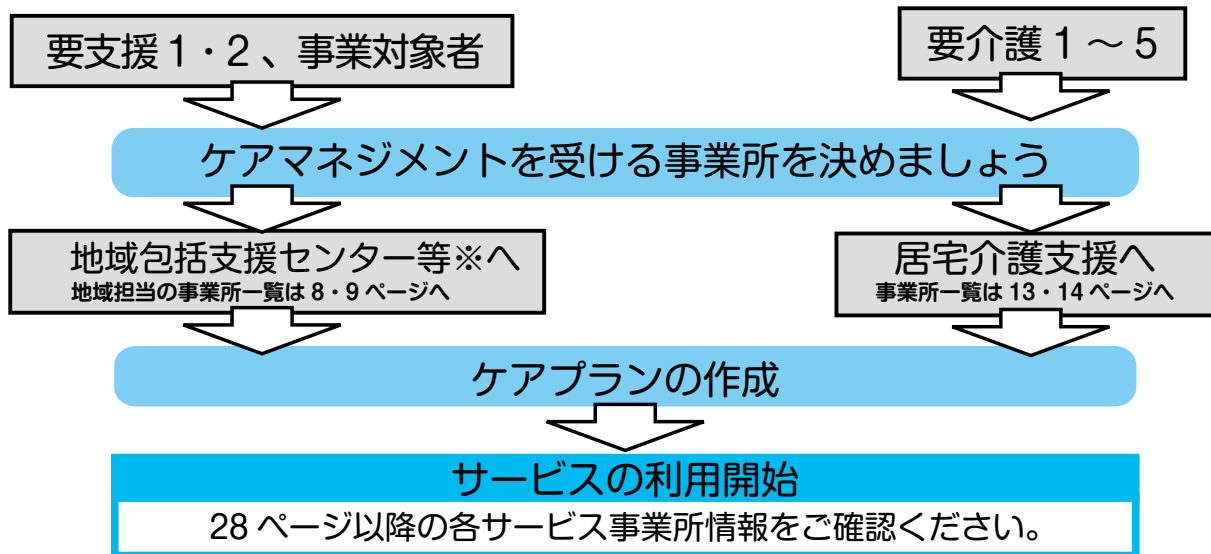


介護保険サービス利用の流れ



※要支援 1・2 の方は、指定を受けた居宅介護支援事業所であれば選択することができます。

サービス事業・活動事業

(介護予防・日常生活支援総合事業)

- 要支援 1・2 と認定された方
- 基本チェックリストを受けて事業対象者と判定された方

訪問型サービス

訪問介護相当サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、家族や地域の支援が受けられない場合に、本人が自力では困難な行為について支援します。
生活支援型訪問サービス	宇治市生活支援員などが居宅を訪問し、家族や地域の支援が受けられない場合に、掃除や調理などの本人が自力では困難な家事について支援します。
住民主体型生活支援	ボランティアなどが居宅を訪問し、掃除や調理などの本人が自力では困難な家事について支援します。
訪問型短期集中予防サービス	作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、保健師などの専門職が、介護予防に関して、定期的に短期間(概ね週 1 回程度、3 か月)訪問して指導を行います。

通所型サービス

通所介護相当サービス	デイサービスセンターにおいて、食事や入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための目標にあわせた選択的サービスを行います。
短時間型通所サービス	デイサービスセンターにおいて、生活機能向上のための体操や筋力トレーニングを中心としたサービスを短時間(2～5 時間未満程度)行います。
住民主体型通いの場活動支援	ボランティア(健康長寿サポーターなど)がサポートし、短時間(2 時間程度)の運動や交流を行います。
通所型短期集中予防サービス	作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、看護師などによる指導のもと、体操や栄養改善、口腔ケアなどの介護予防プログラムを短時間(概ね週 1 回程度、3 か月間)行います。

詳しくは長寿生きがい課へご相談ください。

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルするサービスです。

※の福祉用具については、一部（松葉杖・歩行車）を除いて、貸与と購入を選択することができます。

1. ★車いすとその付属品



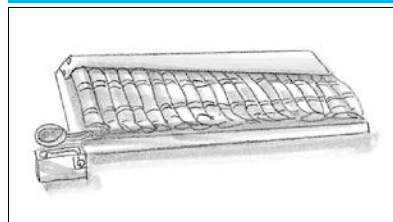
車いすには自分で操作する自走用車いすと、電動モーターで走る電動車いす、移動に必要な操作を介助者が行なう介助用車いすがあります。車いすの付属品には、クッションまたはパッド、テーブルなどがあります。

2. ★特殊寝台とその付属品



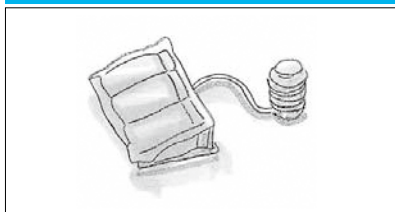
背中を支える部分が起き上がるなど、利用者の必要に応じた姿勢をとることができるようなベッドで、介護者が無理な姿勢で介助を行い体を痛める危険を減らします。付属品には、ベッド用すりやサイドレール、マットレス、スライディングボード、介助ベルト及びスライディングマットなどがあります。

3. ★床ずれ防止用具



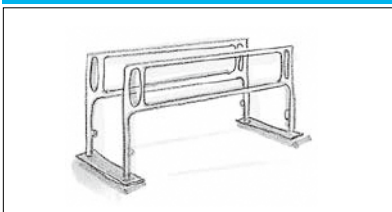
送風装置や空気圧調整装置を備えた空気マットや水、エア、ゲル等からなる全身用のマットで、体圧を分散することにより、床ずれの予防・状態の軽減のために使用するものです。

4. ★体位変換器



空気パット等を身体の下に挿入し、てこ・空気圧・その他の動力を用いることにより、体位の変換を容易に行うことができるものです。

5. 手すり（工事を伴わないもの）



転倒予防・移動の補助として、床に置いて使用するものや、便器またはポータブルトイレを囲んで据え置くものです。

6. スロープ（工事を伴わないもの）※



敷居などの小さな段差をキャスターが乗り越えるものや、屋外で用いるものなど段差解消のために使用するものです。

7. ★認知症老人徘徊感知機器



認知症の高齢者が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族・隣人等へ通報するものです。

8. 歩行補助つえ※



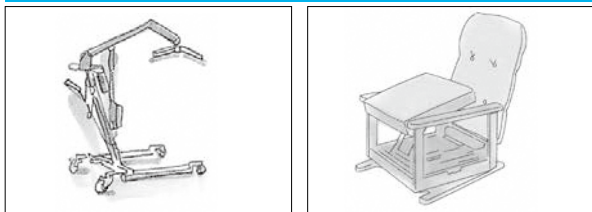
松葉杖、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、フラットホームクラッチ及び多点杖に限りません。

9. 歩行器※



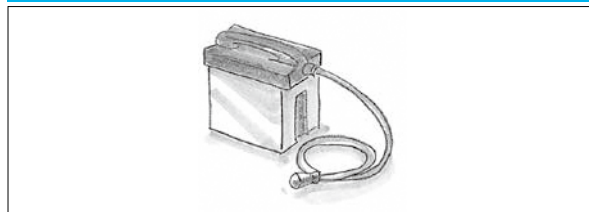
歩行が困難な人の歩行機能を補うもので、移動時に体重を支える構造になっているものをいいます。

10. ★移動用リフト（吊り具の部分を除く）



つり具やいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの、または持ち上げて移動させるものをいいます。つり具の部分は福祉用具購入費の支給対象になります。

11. ◆自動排泄処理装置



尿又は便が自動的に吸引されるものであり、尿と便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであり、要介護者又は、その介護を行う者が容易に使用できるものが対象です。

福祉用具の使用が想定しにくい**軽度の人（要支援1・2、要介護1の人）**は、**原則★印の福祉用具を、要支援1・2・要介護1～3の人は、原則◆印（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）の福祉用具を借りることができません。**一定の要件を満たす場合は、例外的に借りられることもあります。希望される場合は、ケアマネジメント担当者にご相談ください。

下記の福祉用具を、都道府県の指定事業所から購入したとき、申請により、保険給付分を支給します。

＜支給対象となる福祉用具＞

1. 腰掛便座

- ・和式便器の上に置いて、腰掛式に変えたりするもの。
- ・洋式便器の上に置いて、便座面を高くするもの。
- ・電動式などで、便座から立ち上がるときに補助機能があるもの。
- ・便座・パケツ等からなり、移動可能な便器。(居室内で使用するもの)

2. 自動排泄処理装置の交換可能部品

レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであり、要介護者またはその介護を行う者が容易に交換できるものが対象です。

3. 排泄予測支援機器

膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの
購入前に事前に審査する必要があります。

4. 入浴用補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とするもの。

- ①入浴用いす ②浴槽手すり ③浴槽内いす
④入浴台 ⑤浴室内すのこ ⑥浴槽内すのこ
⑦入浴用介助ベルト

5. 簡易浴槽

空気式または折りたたみ式等で簡単に移動できるもので、取水または排水のための工事を必要としないもの。

6. 移動用リフトのつり具の部分

身体に合ったもので、移動用リフトに連結することができるもの。移動用リフト本体は、福祉用具貸与の対象となります。

7. スロープ ※

段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。

8. 歩行器 ※

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの。

9. 歩行補助つえ ※

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、フラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

＜申請に必要な書類＞

	提出書類		備考
	【償還払い】	【受領委任払い】	
①	福祉用具購入費支給申請書		
②	領収書の原本(全額)	領収書の原本(自己負担分)	但し書きに商品ごとの費用総額を記入してください。
③	購入した福祉用具のパンフレット等		
④	特定(介護予防)福祉用具販売計画書の写し		
⑤	給付費受領委任状	—	受取口座が被保険者本人以外の場合(3親等以内の親族に限る)
⑥	—	委任状(受領委任払い用)	受領委任払いを利用される場合
⑦	理由書		・既製品を加工する場合 ・破損等により同一福祉用具を購入する場合
⑧	破損した福祉用具の写真		同一福祉用具を購入する場合
⑨	加工前の原型が確認できる写真と加工後の写真		既製品を加工する場合
⑩	仕様等を記載した立体図面		既製品を加工する場合

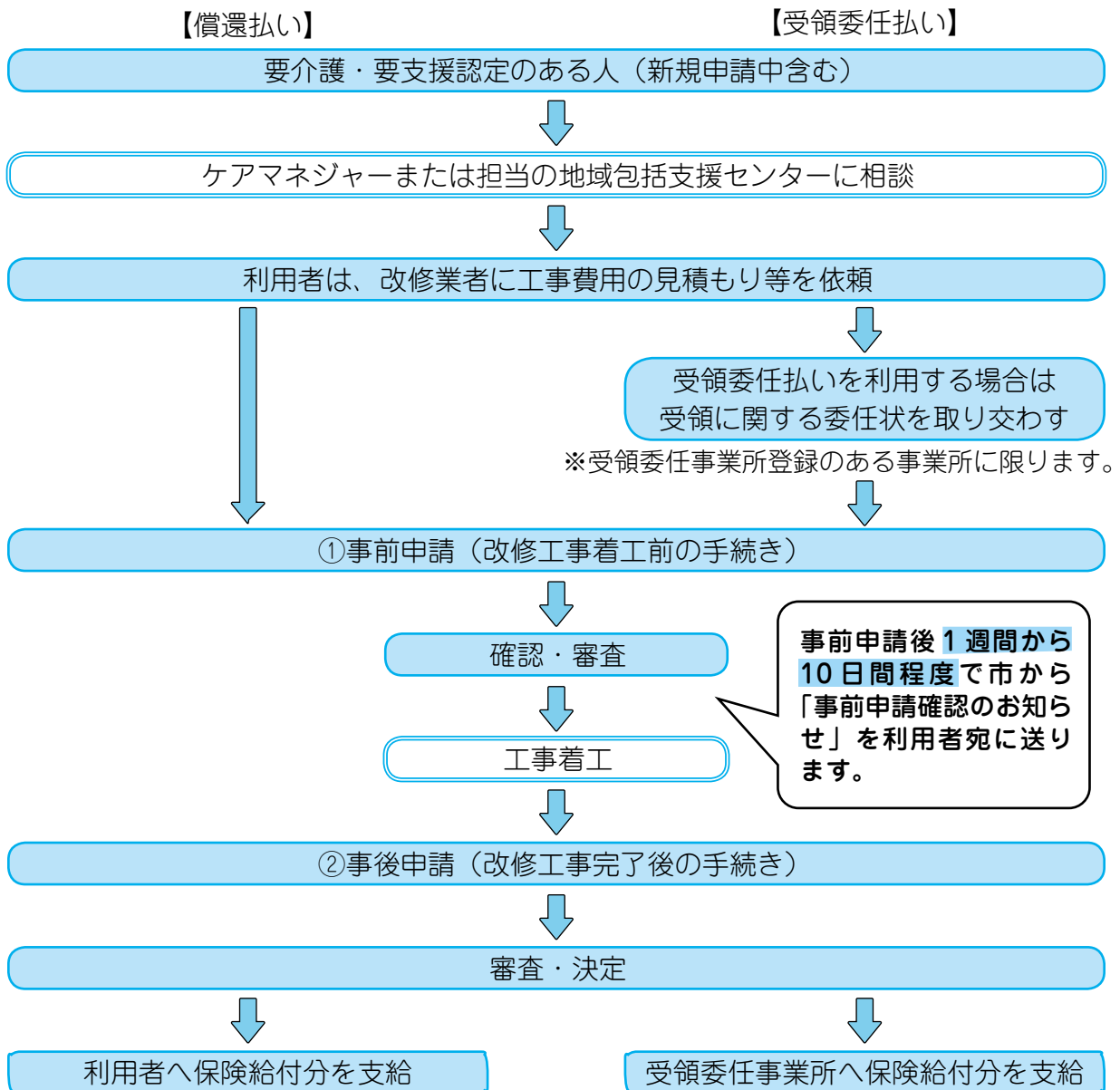
＜申請の際の注意点＞

- ・支給は、都道府県知事の指定を受けた販売事業者で購入された場合に限りします。
- ・支給対象となる福祉用具を購入した場合、毎年度10万円まで申請できます。
- ・同一品目の購入については、原則として年度が変わっても再購入できません。

住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に保険給付分を支給します。

<住宅改修費支給申請の流れ>



※②事後申請から支給までは、約2ヶ月かかります。ご了承ください。

<支払い方法 住宅改修費・福祉用具購入費共通>

【償還払い】工事完了時（購入時）に、利用者が費用の全額を事業所にお支払いいただいた後、利用者負担分を除く保険給付分を市から利用者へ給付します。

【受領委任払い】工事完了時（購入時）に、利用者が利用者負担分をお支払いいただき、保険給付分を、利用者から委任を受けた事業所に市から直接支払います。

受領委任払いを利用するには次の要件を満たす必要があります。

- ①介護保険料滞納にかかる給付制限の措置を受けていないこと。
- ②入院、入所中でないこと。
- ③要介護・要支援認定新規申請中でないこと。
- ④生活保護受給者でないこと。

※受領委任払いを利用できる事業所は、市に登録をしている事業所に限られます。詳しくは市にお問い合わせください。

<対象となる工事>

対象工事	備 考
○手すりの取り付け	・取り付けに工事が不要なときは、福祉用具貸与となります。
○段差の解消 ・敷居を低くする ・床のかさ上げ ・道路等の傾斜の解消	・動力により段差を解消する機器（昇降機・リフト等）を設置する工事は対象外です。（長寿生きがい課で補助制度があります。） ・工事が不要のスロープの設置は、福祉用具貸与又は購入となります。 ・固定を前提としない既製の踏み台を設置する工事は対象外です。 ・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置は段差解消に付帯する工事となります。
○床または通路面の材料の変更	・滑りの防止、移動の円滑化を目的とするものに限りします。
○扉の取替え ・開き戸を引き戸、折戸等へ変更する ・ドアノブの変更、戸車の設置など ・扉の撤去	・扉を自動ドアに変更した場合、自動ドアの動力部分の設置は対象外です。
○便器の取替え ・和式便器から洋式便器への取替えなど ・便器の位置・向きの変更	・腰掛便座（工事を伴わないもの）は、福祉用具購入費の支給対象となります。 ・和式便器から暖房機能付便座や洗浄機能付の洋式便座への取り替えも支給対象です。ただし、洋式便器がすでに設置されていて、暖房機能や洗浄機能の付加のみを目的とする場合は対象外です。 ・水洗化や簡易水洗化の部分は対象外です。（便器取替え部分のみが対象となります。）

<申請に必要な書類>

① 事前申請（改修工事着工前の手続き）	② 事後申請（改修工事完了後の手続き）
1 住宅改修費支給申請書（支払方法の選択） 2 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成） 3 工事費見積書 4 改修予定箇所が確認できる写真（写真枠内に日付） 5 改修予定箇所が確認できる図面 6 所有者の承諾書（所有者が3親等以内の親族の場合は不要） 7 給付費受領委任状（受取口座が被保険者本人以外の場合。3親等以内の親族に限る） 8 受領委任状（受領委任払い用）（※1） 9 カタログコピー（「既製品の踏み台」を設置される場合、固定を前提としての既製品かどうかの確認の為）	1 事前申請確認のお知らせ（①の申請後に市から送付、着工日、完了日記入、記入者氏名、押印） 2 被保険者あての領収証原本（確認後返却致します） 3 工事費請求書（内訳書） 4 改修完了箇所を確認できる写真（写真枠内に日付）

（※1）支払方法が受領委任払いの場合は提出が必要となります。

<申請の際の注意点>

- ・ 工事着工時に、要介護（要支援）認定を受けている人が支給の対象です。
- ・ 工事前に、ケアマネジメント担当者に必ず相談してください。
- ・ 工事前に、市に申請が必要です。
- ・ 1被保険者につき、支給対象工事にかかる費用 20 万円まで申請できます。
- ・ 被保険者の住民票の所在地の住宅が支給の対象です。
- ・ 改修を行う業者は、特に制限はありません。複数の業者から見積りを取り、納得できる業者を選びましょう。
- ・ 要介護・要支援認定の新規申請中、入院、入所中の工事の場合も事前申請が必要です。ただし、認定結果が非該当だった場合や退院・退所されなかった場合は不支給となりますので、ご了承下さい。

介護サービス情報 公表システム

厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」は、全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。さまざまな「サービス」や「介護サービス事業所」を自由に選択できる『介護保険制度』の利用にあたって、ぜひご活用ください。



スマホ、PCでカンタン検索！



＼クリック！／

介護 公表



『介護サービス情報公表システム』では どんなことができるの？

- 知りたい地域の介護サービス事業所をネット上でいつでも自由に探すことができます。
- 「介護事業所」に加え「地域包括支援センター」「生活支援等サービス」「認知症に関する相談窓口」などの生活関連情報をホームページでまとめて検索できます。
- 介護サービス事業所の基礎データや特色がわかります。
- 複数の介護サービス事業所の基礎データを比較検討できます。